

津山市道路位置指定指導要領

(平成7年4月1日制定)

(平成23年4月1日)

(改正：平成25年6月1日)

目 次

第1章 総 則

第1条(目的)

第2条(用語の定義)

第3条(適用範囲)

第2章 申請方法

第4条(申請)

第5条(築造承認)

第6条(道路の工事完了届)

第7条(完了検査)

第8条(道路の位置の指定)

第9条(位置指定道路の市道認定の際の取り扱い)

第9条の2

第3章 技術基準

第10条(指定道路計画)

第11条(指定道路の勾配)

第12条(指定道路の路面)

第13条(排水施設)

第14条(擁壁)

第15条(安全施設の設置)

●別表1 道路のすみ切りの長さ

●図解

図1. 通り抜け道路

図2. 延長が35m以下の場合

図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合

図4. 中間に設ける転回広場

図5. 終端に設ける転回広場

図6. 転回広場の区間の測り方

図7. 幅員(起点から終点まで6m以上の場合)

図8. 道路幅員の取り方

図9. すみ切りの取り方

図10. 位置指定道路延長の応用例

図11. 指定道路の分筆

図13. 終端の測定位置

図14. 道路の構造(標準図)

●道路位置指定申請(変更)の手続きの主な流れ

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号及び同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項の規定における道路の位置の指定（変更・廃止）について、特定行政庁津山市長（以下「市長」という）が指定を行う際の判断に必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 法第42条に規定する道路をいう。
- 二 指定道路 法第42条第1項第5号の規定により、市長から位置の指定を受けようとする道路。
- 三 位置指定道路 法第42条第1項第5号の規定により、市長から位置の指定を受けた道路。
- 四 既存道路 既存の法第42条に規定する道路をいう。
- 五 幅員 道路の有効幅員（図8）をいう。
- 六 延長 道路の幅員の中心を結ぶ直線の距離をいう。
- 七 袋路状道路 一端のみが他の道路に接続したものをいう。
- 八 道路敷き 道路を構築するため必要な敷地（道路排水施設を含む）をいう。
- 九 変更 指定道路・位置指定道路の形状・幅員・延長等を変更することをいう。
- 十 廃止 位置指定道路の全部を廃止することをいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱の適用を受けるものは、指定道路（道路敷きを含む）及びその道路に接する敷地とする。

第2章 申請方法

（申請）

第4条 法第42条第1項第5号による道路の位置の指定（変更・廃止）の申請をする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式1）（**正本1部・副本1部**）に次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

添付書類

図書の種類	作成要領，明示すべき事項等
(1)道路位置指定（変更・廃止）申請書 （様式1） （細則様式第17号）	・申請者は、指定道路を築造しようとする者（廃止の場合は当該道路の土地の所有者）に限る。ただし、築造しようとする者が2人以上のときは、 申請者 を定め申請すること。 ・地名地番が2以上のときは、すべての地番を記入すること。 ・ 申請面積欄には、丈量実測面積に記載されている面積を記入すること。 ・ 記入する数値は小数第二位までとし、少数第三位以下を切り捨てること。
(2)道路位置指定（変更・廃止）通知書 （様式2） （細則様式第19号）	提出不要。津山市で作成します。

(2) 図書目録	当該申請書に添付した図書及びその部数等を明示すること。
(3) 委任状	・代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨を記載した委任状を添付のこと。 ・申請の代理人は、建築士事務所に所属する建築士又は行政書士とする。
(4) 築造区域内の権利者の一覧表 (様式 3)	・地籍図の筆ごとに番号を振り、様式 4 (築造承諾書) と照合できるようにすること。 ・指定道路 (道路敷きを含む) の区域内の土地、建物の権利者名等を記入すること。 ・所有権以外の権利が設定されている場合は、その設定権利者も記入する。 ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(5) 印鑑証明書及び、 登記事項証明書	・指定道路 (変更・廃止) となる土地及び指定道路工事の妨げとなる権利を有するものが公共機関でない場合は、その土地に関する権利を有する者の印鑑証明 (3 カ月以内) 及び登記事項証明書 (土地区画整理事業等における仮換地の土地については、仮換地指令書) を添付すること。
(6) 築造承諾書 (様式 4) (細則様式第 16 号)	・注意欄を参照のうえ、必要事項を記載すること。 ・様式 3 に記入した全ての権利者の承諾書が必要。 ・申請者又は築造主は承諾書の添付を省略することができる。(ただし様式 3 には明示すること) ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(7) 公道等接続承諾書	・既存道路との接続については、既存道路の所有者、その他の権利者の承諾書を添付すること。(様式任意) ・接続承諾書に代わるものとしては、他法令の所定の手続きの後に交付される許可証等の写しの添付によることも可。
(8) 隣接地の権利者の一覧表 (様式 5)	・地籍図の筆ごとに番号を振り、様式 6 (隣接承諾書) と参照できるようにすること。 ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(9) 指定道路の隣接等承諾書 (様式 6)	・注意欄を参照のうえ、必要事項を記載すること。 ・様式 5 に記入した全ての権利者の承諾書が必要。 ・同一地番で同一所有者の関係土地内に指定道路と隣接敷地が混在する場合、指定道路の築造等の承諾書 (様式 4) がある場合、隣接承諾 (様式 6) があったものとみなすことができる。 ・申請者又は築造主は承諾書の添付を省略することができる。(ただし様式 5 には明示すること) ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。

(10)確約書 (様式7)	指定道路の隣接地に同一所有者の土地が合計して3,000平方メートル以上ある場合又は隣接地に同じ時期に造成がなされた土地が合計して3,000平方メートル以上ある場合(所有者が異なるときを含む。)は、当該隣接地における開発行為又は開発目的での売買を、1年間行わない旨の確約書を添付すること。
(11)指定道路築造の許可書等	既存の道路、水路等を含めて道路位置指定を申請する場合は、これらの所有者又は管理者の許認可書を添付すること。
(12)関係法令に基づく許認可書等	申請に係る工事が道路法、河川法、宅地造成規制法その他の関係法令に基づき許可承認等を要するときは、許可証、承認書等の写しを添付すること。
(13)その他の書類	その他、市長が必要と認める書類がある場合、これを添付すること。

添付図書

図書の種類	作成要領，明示すべき事項等
(1) 付近見取図 (縮尺1/2,500)	・津山市都市計画図を使用すること。 ・縮尺，方位 ・指定道路の位置及び開発区域 ・目標地物
(2) 地籍図 (縮尺1/500)	・開発区域を含んだ関係土地の公図（法務局備えつけのもの）を転写し，転写者名および日付を明記し捺印すること。 ・地番，地目，面積，所有権者名及び権利者名 ・指定道路，道路排水の位置及び開発区域の境界 ・筆ごとに番号を振り，様式3，5の一覧表の番号と照合できるようにすること。
(3) 指定道路及び敷地平面図 (縮尺1/200～1/500)	・縮尺，方位 ・指定道路及び開発区域の境界 ・指定道路の幅員，延長，中心線及び屈曲等の角度，すみ切り長さ，転回広場の幅員及び長さ ・接続する既存道路の種類及び幅員，また，指定道路が法第42条第2項道路に接続する場合は，道路中心線，道路後退線を記入すること。 ・指定道路の排水施設の位置，種類，流水方向，放流先等 ・指定道路・排水施設の高さ及び勾配 ・指定道路の断面の位置 ・開発区域の区画割を記入し，区画ごとの面積を記入すること。 ・既存線は明示しないこと
(4) 土地利用計画図 (縮尺1/200～1/500)	・廃止
(4) 丈量図 (縮尺1/200～1/500)	・指定道路及び開発区域の面積を求積したもの ・単位は小数第二位までとし，少数第三位を切り捨てること。 ・法第42条第2項道路に接続する場合は，道路後退した部分の面積は含まないこと
(5) 指定道路，敷地横断面図 (縮尺1/200以上)	・指定道路の幅員 ・側溝の各寸法（内法，幅，深さ，厚さ等） ・指定道路，開発区域の境界 ・工作物等の構造物 ・路面構造及び勾配 ・隣接地に建築物等がある場合は，各部分の高さ，道路斜線を明示すること。
(6) 指定道路，敷地縦断面図 (縮尺1/200以上)	・指定道路中心線の長さ，高低差，勾配 ・指定道路，開発区域の境界 ・工作物等の構造物
(7) 詳細図 (縮尺1/20程度)	排水施設の詳細図，道路端部詳細図，橋梁等の平面図，断面詳細図等
(8) その他の図書	その他，市長が必要と認める図書がある場合，これを添付すること。

（築造承認）

第5条 市長は申請書の内容を審査し、現地調査の結果、指定基準に適合していると認めたときは、指定道路築造承認通知書（様式8）を申請者に交付するものとする。なお、原則として築造工事は、築造承認の通知を受けた後に着手しなければならない。

また、敷地を造成するために高さが2mを超える擁壁を築造する場合で宅地造成等規制法の許可を必要としない場合、工作物の確認申請手続きを経てから擁壁の築造工事に着手する必要があることに注意すること。

（道路の工事完了届）

第6条 申請者は、指定道路の築造工事が完了したときは、すみやかに工事完了届（様式9）に次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出し、次条の検査を受けなければならない。

添付図書

(1) 工事完了届 (様式9)	・記入する数値は小数第二位までとし、少数第三位以下を切り捨てること。 ・申請時から工事完了時まで、抵当権の変更、所有権が第三者に変更等の場合は築造承諾書（様式4）、土地登記簿謄本及び印鑑証明を添付のこと。（ただし、道路部分の権利者の所有権が申請者（築造主）に変更された場合は不要） ・築造承認以降に軽微な変更があった場合は、その図面（竣工図）を添付すること。
(2) 閲覧用図書 3部（様式10号）	付近見取図（1/2500）、地籍図（1/500）、指定道路及び敷地平面図（1/500程度）、道路縦横断面図（1/50程度） ・付近見取図、地籍図は、関係土地及び指定道路部分を色分けし明示のこと。 ・道路及び敷地平面図は、指定道路、道路敷き、水路、宅地区画割（面積含む）を色分けし、道路の長さ、幅等の寸法及び勾配をわかりやすく明示のこと。 ・指定道路横断面図は標準部分を記入すること。 ・用紙はA3サイズとし、縮尺を記入すること。 ・地籍図は、地番、地目、面積を記載すること。
(3) 工事完了写真 2部 正・副各1部	・着工前写真 ・完成写真 ・施工中の写真（舗装厚、路盤構成厚が分かる内容）
(4) 地籍図及び土地 登記簿謄本 正・副各1部	・指定道路部分（道路敷きを含む）について、分筆登記及び公衆用道路への地目変更登記を行うこと。 ・指定道路部分（道路敷きを含む）の維持、管理について、必ず関係土地所有者及び使用者と協議すること（図13）。

- 1 指定道路の築造工事が完了したときは、開発区域を含め確定測量を実施する。また、指定道路の位置を明確にするため、指定道路の起点、屈曲点及び終点には、耐久性のある杭等の境界標示を設ける。2項道路に接続する場合は、道路後退線とすみ切りとの交点2箇所に境界標示を設ける。ただし、道路側溝等の構造物があり、位置が明確にわかる場合は杭等を設ける必要は無い。
- 2 築造工事と同時に、津山市公共下水道工事又は津山市水道局の工事を行う場合は、別途市長と協議すること。
- 3 申請に係る工事が、宅地造成規制法その他の関係法令に基づき許可承認等を要したときは、検査済証等の写しを添付すること。

（完了検査）

第7条 申請者又は申請代理者は、完了検査時に立ち会わなければならない。完了検査において、確認すべき事項は以下のとおりとする。

- 1 指定道路が接続する道路の幅員、指定道路の中心、幅員、延長長さ、隅切りの寸法、指定道路及び側溝の構造等、設計図書に記載された内容。
- 2 指定道路に接する宅地の状況（擁壁、既存建築物の状況等）
- 3 その他 必要な事項

（道路の位置の指定）

第8条 市長は、現地検査の結果、申請どおり指定道路が築造されていると認められた場合は、その旨を公告し道路位置指定（変更・廃止）通知書（様式2）を申請者に交付するものとする。

（位置指定道路の市道認定の際の取り扱い）

第9条 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する位置指定道路は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

- 2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された位置指定道路に係る部分で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により位置指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合又は前2項の規定により位置指定道路の全部又は一部を廃止した場合には、その旨の公告を行う。

第9条の2 位置指定道路の一部又は全てについて市道認定を受ける場合は、道路位置指定の廃止承諾書を提出すること。

第3章 技術基準

（指定道路計画）

第10条 令第144条の4第1項の道の基準に適合すると判断できる指定道路の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 指定道路の幅員

（イ）指定道路の幅員は、原則として6m以上とすること（図8）。ただし、延長が120m以下で通行上支障がない場合は幅員を4m以上とすることができる。

二 指定道路の平面計画

指定道路の両端は、既存道路に接続しなければならない（図1）。ただし、次の（イ）から（ニ）のいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合は袋路状道路とすることができる。

（イ）延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する場合は、既存部分の延長を含む。）が、35m以下の場合（図2）。

（ロ）終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（図3）。

（ハ）延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（図4、5、6）。

（ニ）幅員が6m以上の場合（図7）。

（ホ）指定道路の終端等の幅員が4m未満の部分は道路敷きとし、境界表示を設ける（図11）。

三 指定道路のすみ切り

指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には、角地に別表1に掲げる長さ以上のすみ切りを設け、その部分を指定道路の部分とすること。また、内角が60度以下となる角地に設けるすみ切りは、内角の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものであること。

ただし、すみ切りの部分に、既存の建築物、高い擁壁、がけその他すみ切りを設けることが著しく困難と認められる理由がある場合で、一方のすみ切りを別表1に掲げる長さに1mを加えた長さにした場合は、この限りでない（図9）。

（指定道路の勾配）

第 11 条 指定道路の縦断勾配は，12 % 以下とし，かつ，階段状でないものであること。

2 指定道路の横断勾配は，1.5 % 以上 2.0 % 以下を標準とする。

（指定道路の路面）

第 12 条 指定道路の路面は，アスファルト舗装，コンクリート舗装等の構造であること。

2 指定道路の縦断勾配が 9 % を越える道路は，次のすべり止め舗装等安全上必要な措置を講じること。

（1）すべり抵抗性能を増大させる工法

1. 開粒度のアスファルト混合物を用いる工法。
2. ギャップ粒度のアスファルト混合物を用いる工法。
3. 骨材の全部又は，一部に硬質骨材を使用する工法。
4. ロールドアスファルト工法
5. 排水性舗装

（2）樹脂系材料接着工法

舗装路面に樹脂系材料を塗布し硬質骨材を散布，接着させる工法。

（3）グルーピング工法

路面のすべり抵抗性能や，排水性を増大させるため。舗装路面に溝切を行う工法。

（4）その他

上記（1）から（3）の工法と同等以上の滑り止め性能のある工法。

3 指定道路の舗装に関しては「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」（（社）日本道路協会）に準拠する。

4 舗装厚さの設計にあたっては，路床の設計 CBR と設計交通量の区分に応じて，舗装の各層の厚さを決定すること（図 12）。

（排水施設）

第 13 条 指定道路の側溝は原則として道路両側に設けなければならない。ただし周囲の状況等によりやむを得ない場合はこの限りではない。

2 側溝の構造は維持管理しやすいものとし，構造はコンクリート製で別図を標準とし，これと同等以上の構造としなければならない（図 13）。

3 排水施設の流末は，家庭排水，宅地排水及び道路排水が流下できる容量を有する排水路に接続しなければならない。

4 指定道路横断排水施設は，設計流量を安全に通水する断面とし，土かぶり，荷重等に十分耐えるものとする。また前後の水路とのすり付けを考慮して，その施工高と方向を決めなければならない。

5 ためますは，合流点，原則として直線の側溝 30 メートル当たり等適切な位置に設け，ふたは，グレーチング等の維持管理しやすいものとする。

6 排水施設は開発区域及び下流周辺区域に溢水等が発生しない構造とする。

（擁壁）

第 14 条 指定道路及びこれに接する敷地の造成のための擁壁は原則として，鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造，間知積み造，練積み造にすること。

（安全施設の設置）

第 15 条 指定道路が屈曲する部分，がけの上端に指定道路を計画する場合，その他通行上危険を伴う恐れのある場合は，ガードレール（図 8 - ），カーブミラー等，適当な施設を設けること。

付 則

この要領は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日 改正

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 25 年 1 月 1 日 改正

別表 1 道路のすみ切りの長さ

指定道路 既存道路 又は指定道路	4 m以上 5 m未満	5 m以上 6 m未満	6 m以上
4 m以上 5 m未満	2 . 0 m	2 . 0 m	2 . 0 m
5 m以上 6 m未満	2 . 0 m	2 . 5 m	2 . 5 m
6 m以上	2 . 0 m	2 . 5 m	3 . 0 m

図 1 . 通り抜け道路

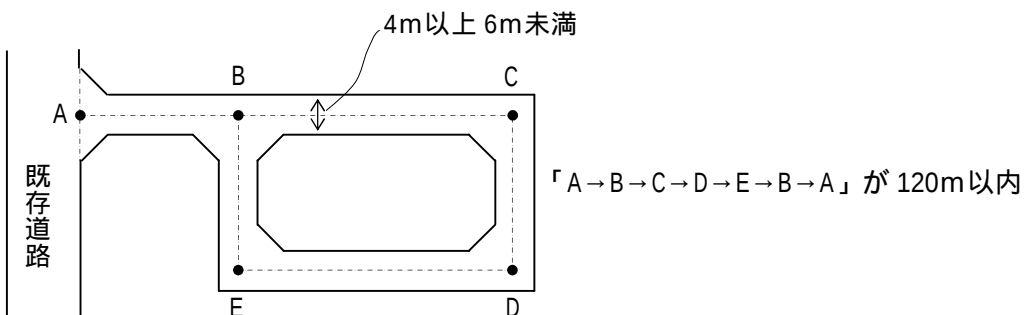
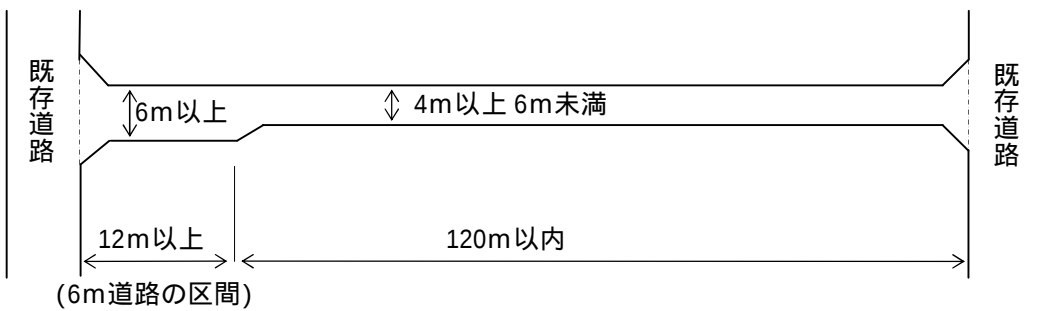
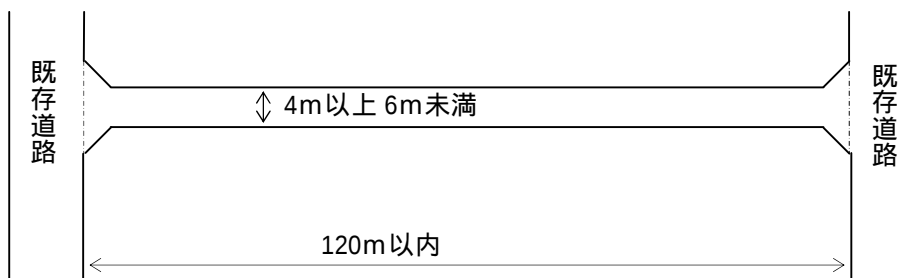
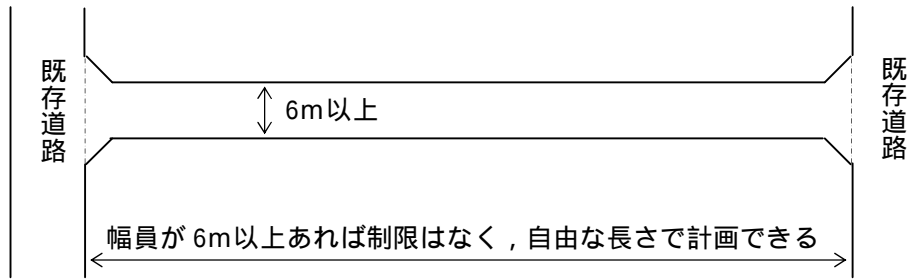


図2 . 延長が35m以下の場合

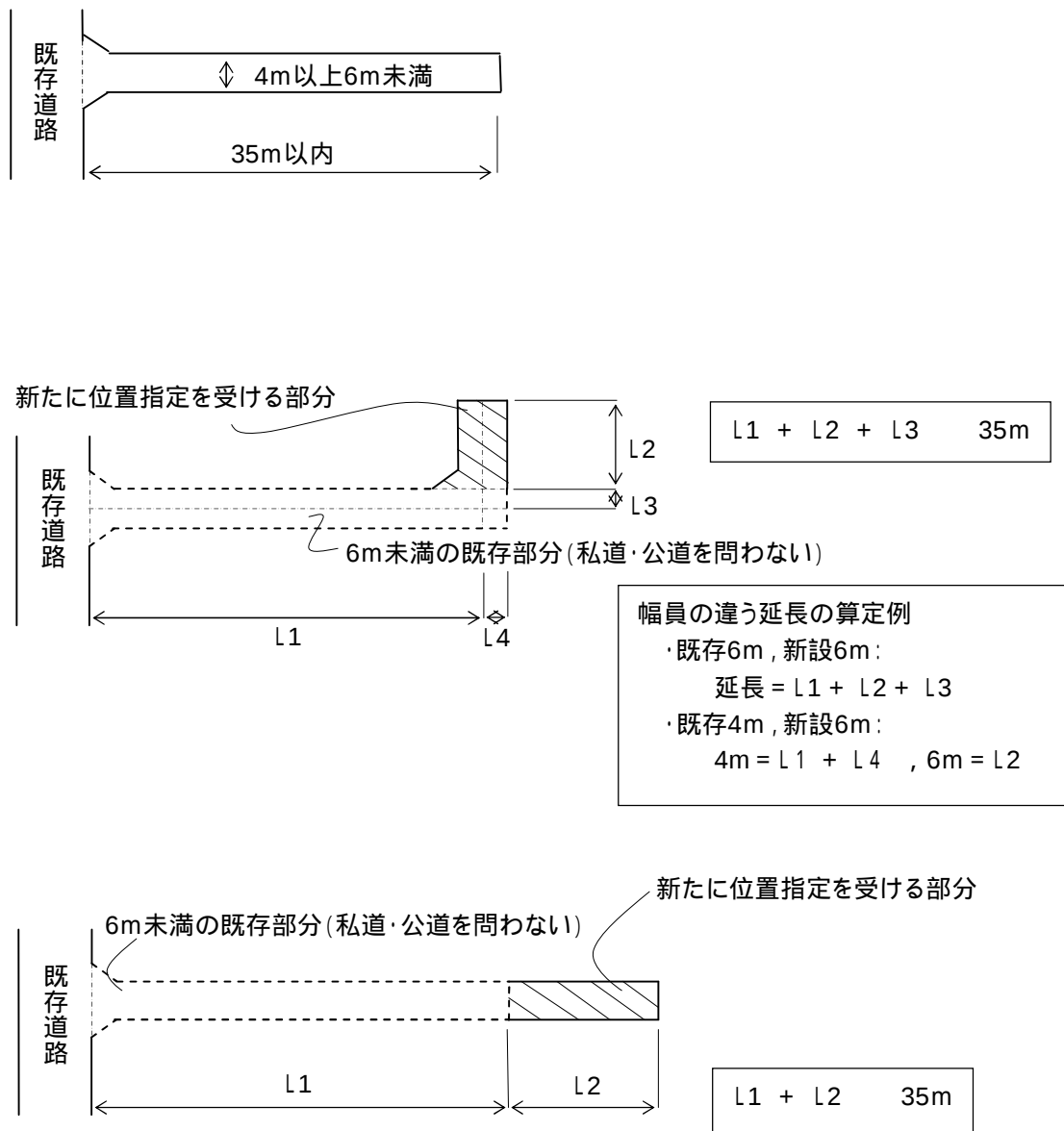


図3 . 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合

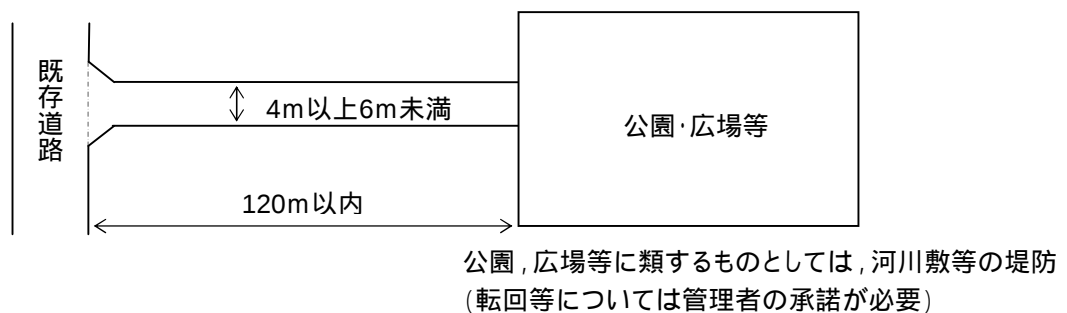


図4 . 中間に設ける転回広場

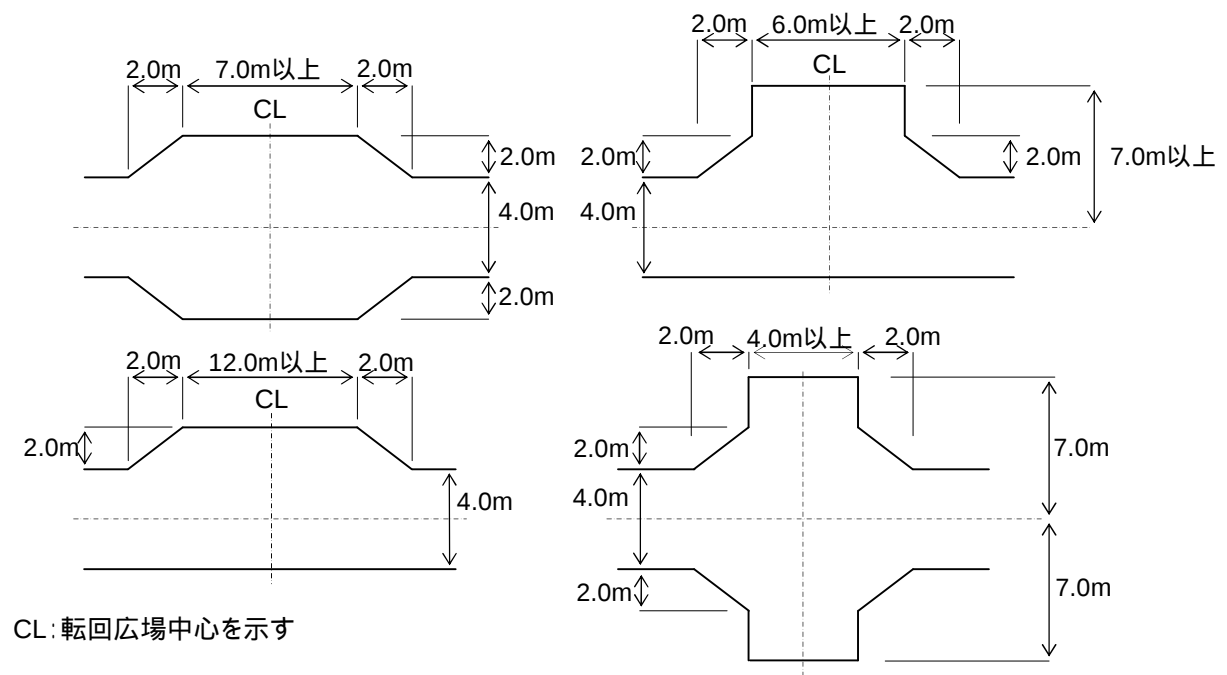


図5 . 終端に設ける転回広場

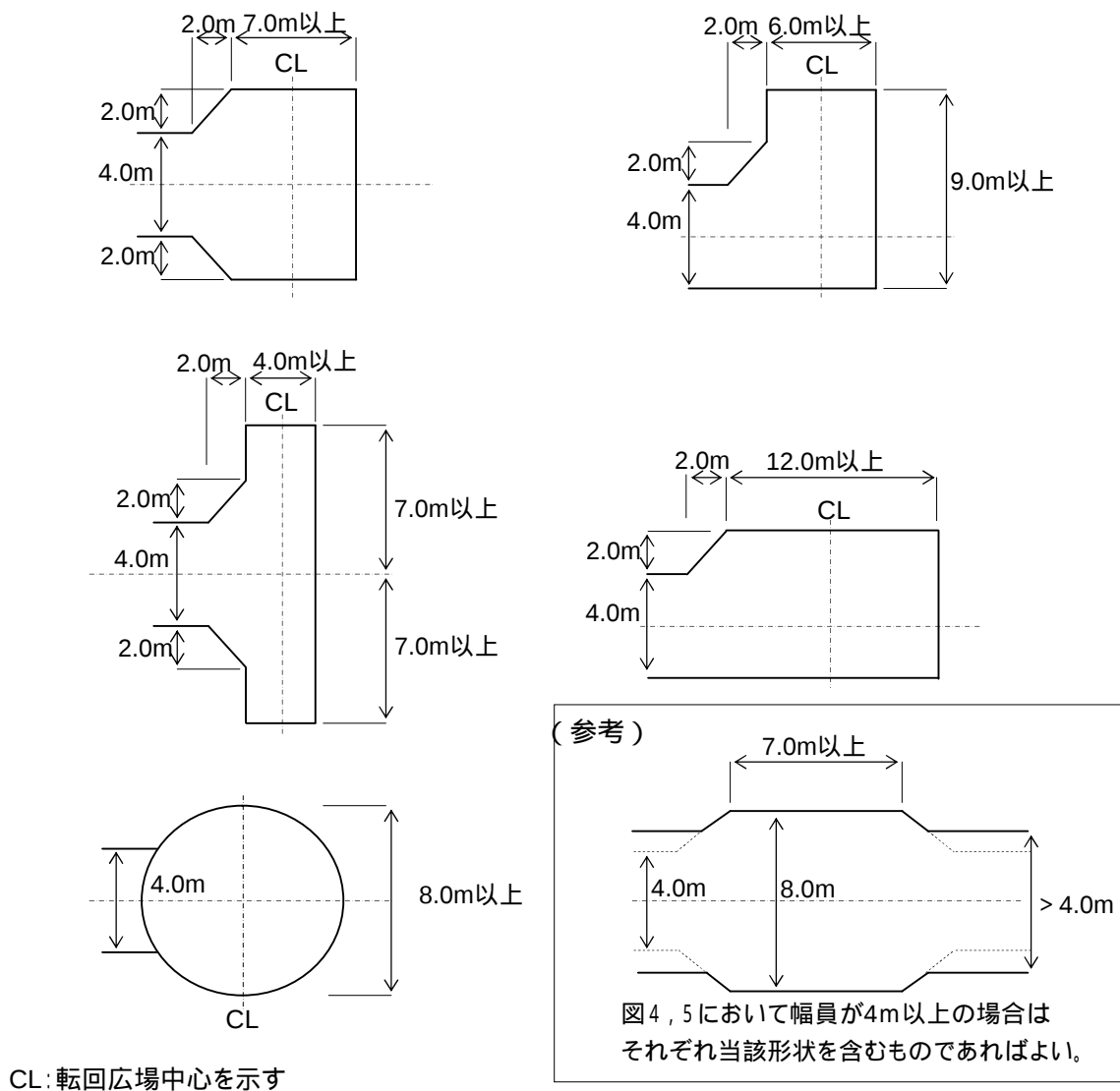


図6．転回広場の区間の測り方

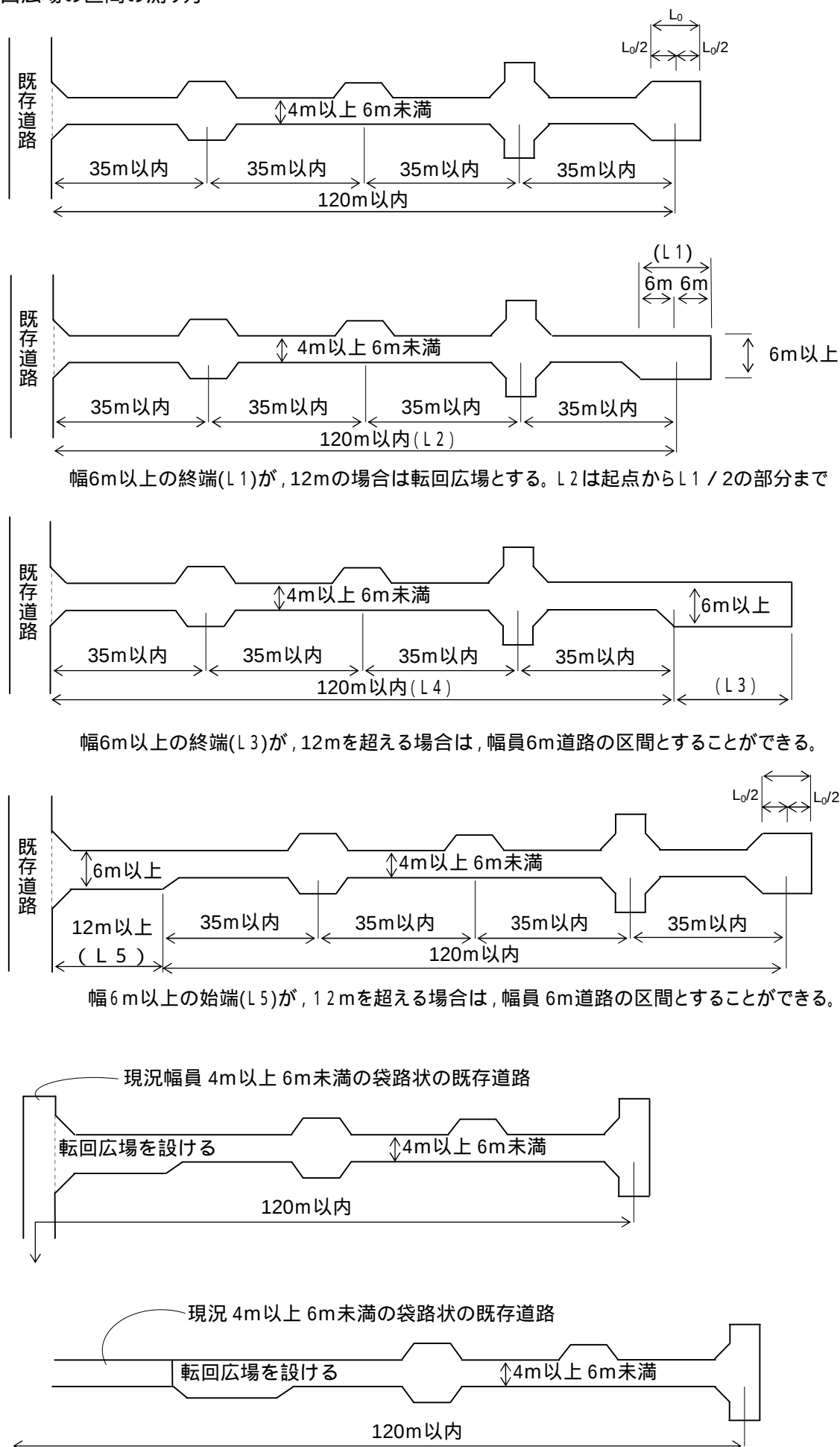
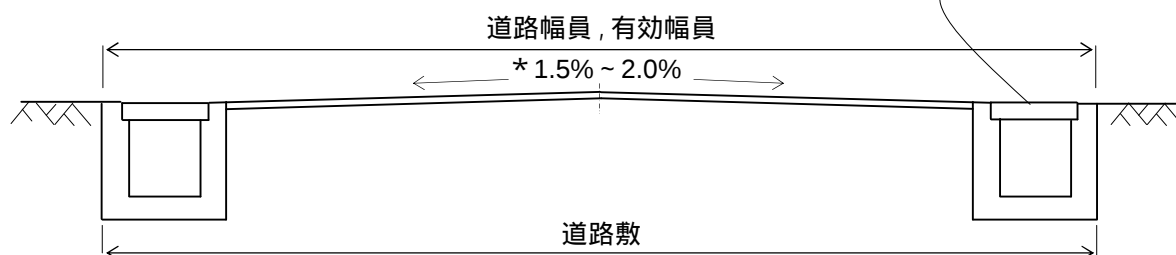


図7. 幅員(起点から終点まで6 m以上の場合)

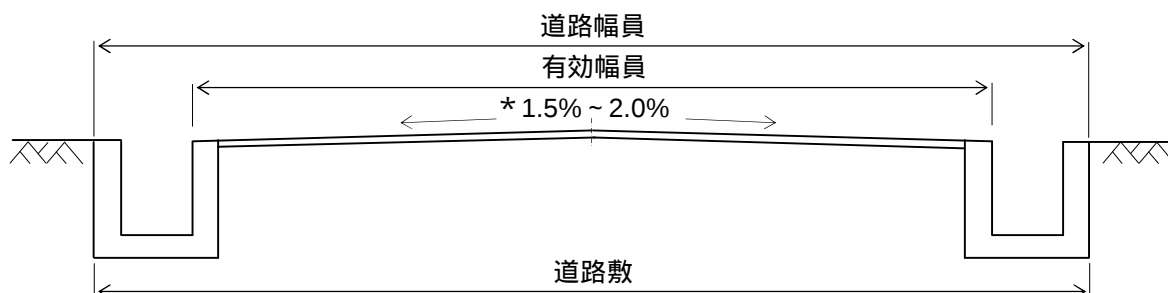


図8. 道路幅員の取り方

U型側溝設置の場合(蓋設置)



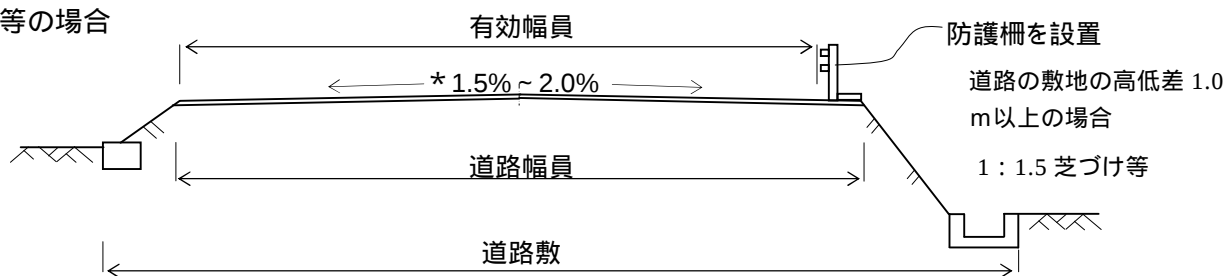
U型側溝設置の場合(蓋なし)



L型側溝設置の場合



法面等の場合



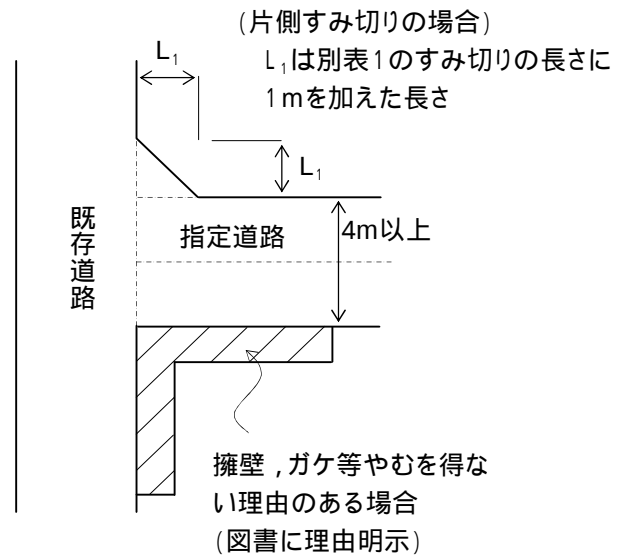
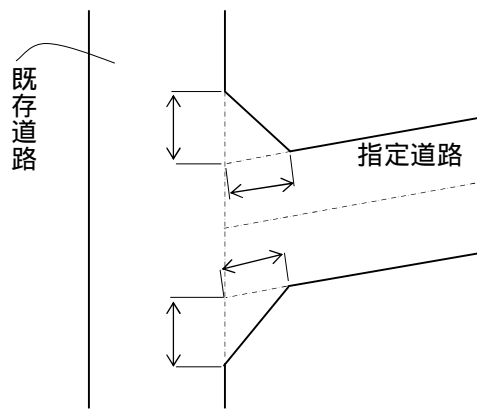
* 横断勾配は、1.5%から2.0%を標準とする。

図9. すみ切りの取り方

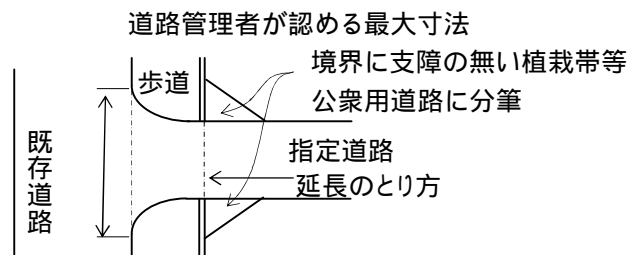
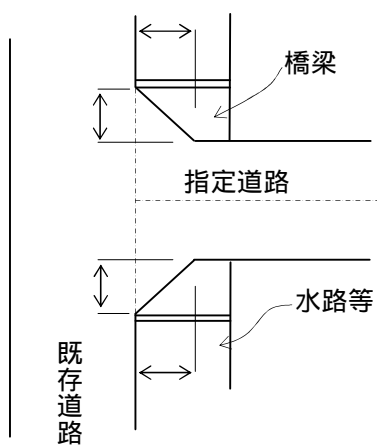
一般的なすみ切り

すみ切り長さは、二等辺の辺長が別表1の数値を満たすこと。

(a)

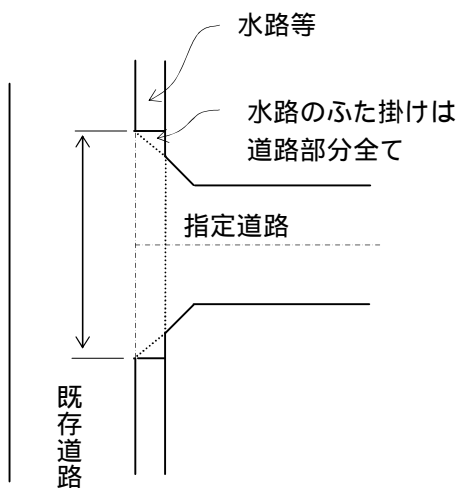


(b)

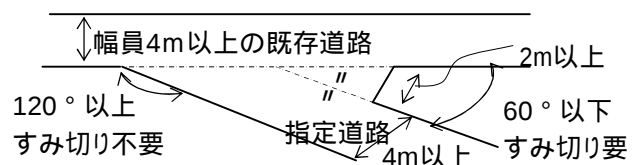


歩道付きの既存道路と接続する場合も別表1のすみ切りを原則とするが、道路管理者との協議により上記とすることができる。

(c)



(e)



法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合

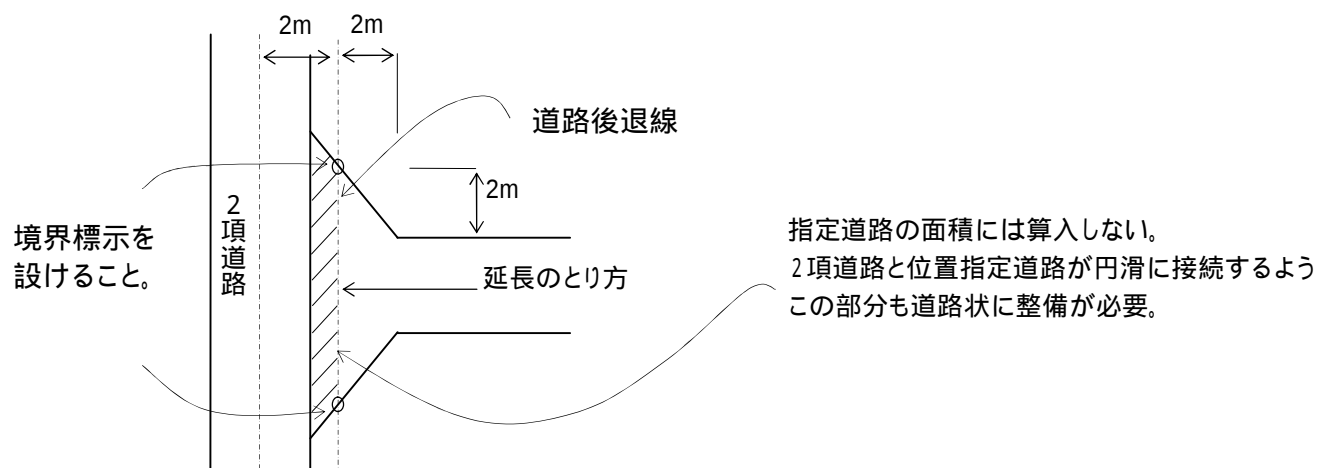


図12 位置指定道路延長の応用例

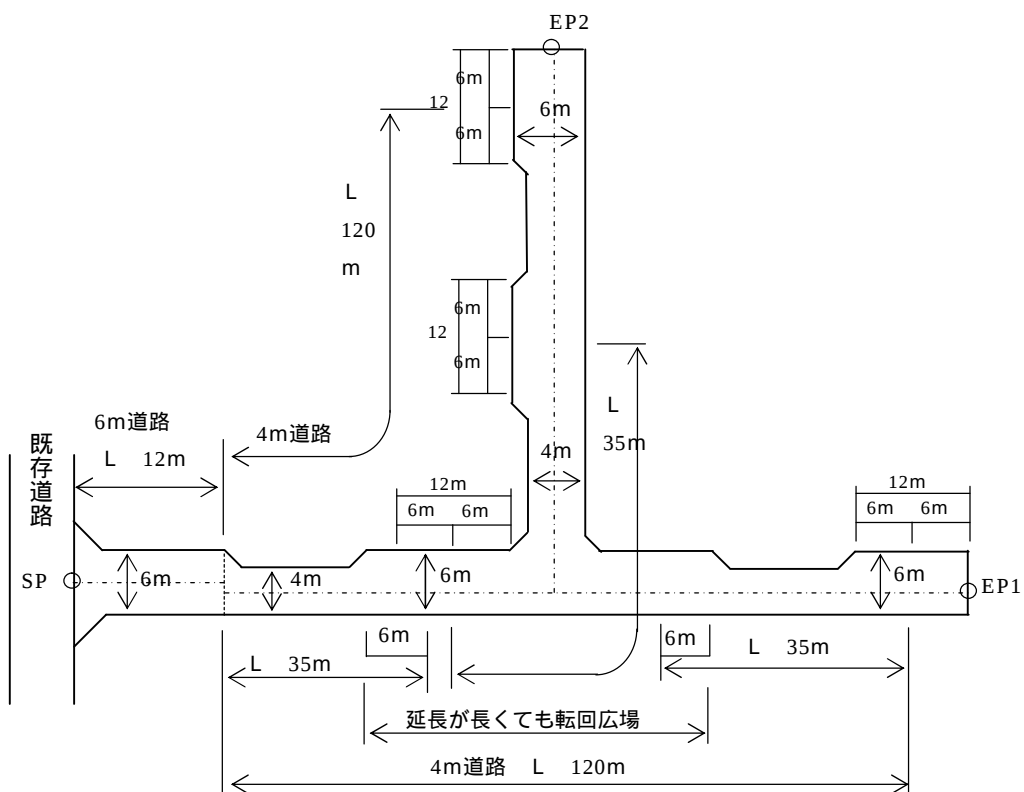


図13. 指定道路の分筆

指定時に位置指定道路は分筆必要
道路及び道路排水施設部分とし、原則法面等は含めない。
ただし道路を構築するために必要な擁壁等は含める（個別判断）

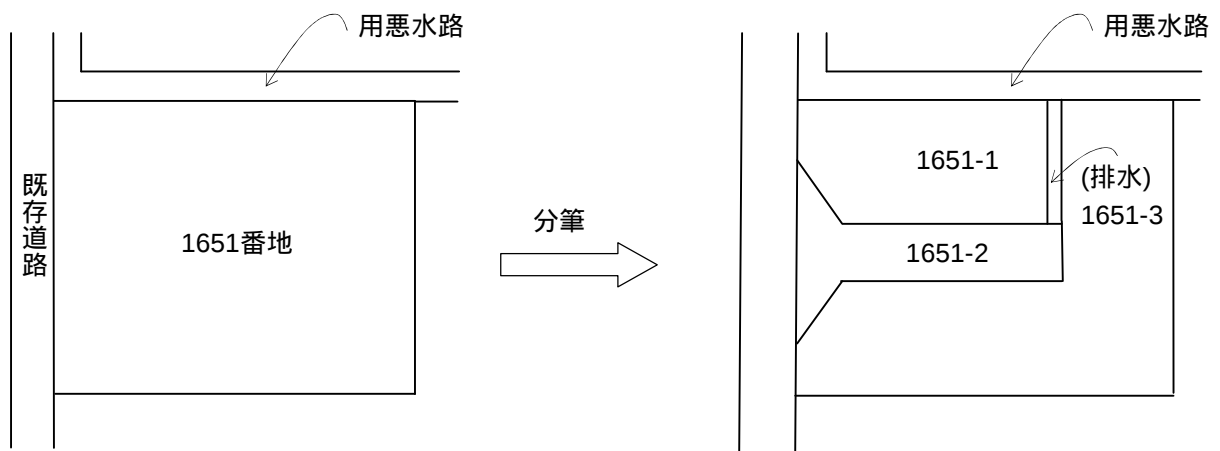


図14. 終端の測定位置

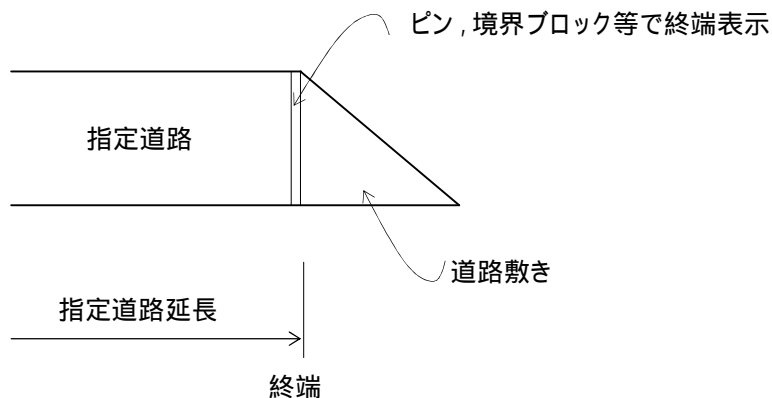


図15. 道路の構造(標準図)

標準舗装構成であり、現地の状況等により別途検討すること。

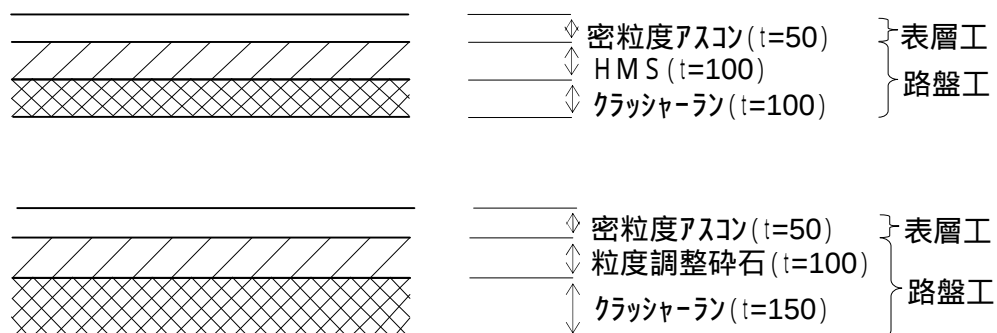
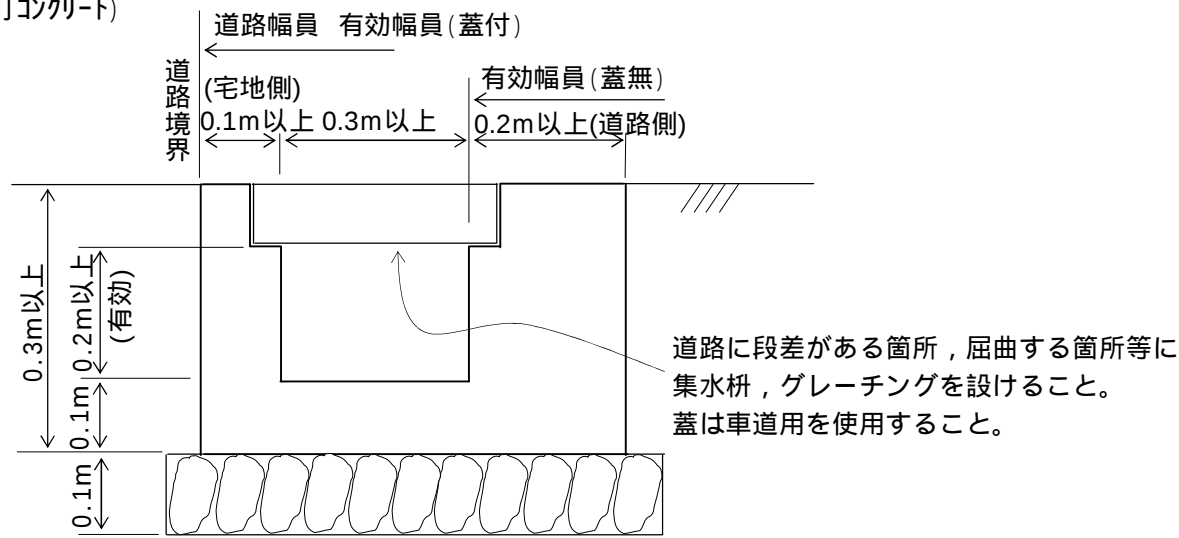
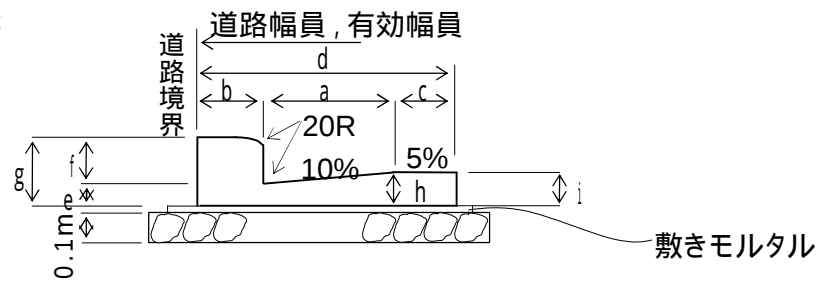


図16. 道路の構造 (標準図)

U型側溝
(現場打コンクリート)



L型側溝



L型側溝(コンクリート二次製品)

呼び方	寸法(mm)									鉄筋			
										縦鉄筋		横鉄筋	
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	径(mm)	数量(本)	径(mm)	数量(本)
250B	250	100	100	450	55	100	155	80	85	4	5	4	5
300	300	100	100	500	55	100	155	85	90	4	5	4	5
350	350	100	100	550	55	100	155	90	95	4	5	6	5

道路位置指定申請（変更）の手続きの主な流れ

